

議案第7号

倉敷市立学校管理規則の改正について

倉敷市立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和2年2月17日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立学校管理規則の一部を改正する規則

倉敷市立学校管理規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「前各項」を「前3項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 校長は、前各項の教育課程の実施状況について、所定の教育課程実施報告書を作成し、当該教育課程を実施した年度の3月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

毎年度の教育課程の実施状況について、新たに教育委員会に報告することを義務づけるため、規則を改正するものである。

倉敷市立学校管理規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第8号）新旧対照表

新	旧
第2章 教育活動 (教育課程の届出等) 第6条 校長は、翌年度において実施すべき教育課程について、所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 2 校長は、数学年の児童生徒で編制する学級の各教科について、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数を変更し、又は学年別の順序によらないときは、当該学年にかかわる所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 3 校長は、特別支援学校、特別支援学級について特別の教育課程を編成しようとするときは、所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 4 校長は、<u>前3項</u>の教育課程を変更しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。 5 <u>校長は、前各項の教育課程の実施状況について、所定の教育課程実施報告書を作成し、当該教育課程を実施した年度の3月末日までに教育委員会に報告しなければならない。</u> (特別活動) 第7条 校長は、当該年度の特別活動について、所定の実施計画書を作成し、毎年4月末日までに教育委員会へ報告しなければならない。	第2章 教育活動 (教育課程の届出等) 第6条 校長は、翌年度において実施すべき教育課程について、所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 2 校長は、数学年の児童生徒で編制する学級の各教科について、学校教育法施行規則別表第1又は別表第2に定める授業時数を変更し、又は学年別の順序によらないときは、当該学年にかかわる所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 3 校長は、特別支援学校、特別支援学級について特別の教育課程を編成しようとするときは、所定の教育課程編成表を作成し、毎年2月末日までに教育委員会に届け出なければならない。 4 校長は、<u>前各項</u>の教育課程を変更しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。 (特別活動) 第7条 校長は、当該年度の特別活動について、所定の実施計画書を作成し、毎年4月末日までに教育委員会へ報告しなければならない。